

① 学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規

制 定 平成16年10月19日

最終改正 平成30年 5月 8日

学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規（昭和26年5月18日制定）の全部を改正する。

学生は、相互の敬愛と協力、知性と常識に従い、大学としてふさわしい環境の醸成と維持に努めなければならない。ゆえに学生は、次の行為を行うに当たっては、この内規の定めに従い行わなければならない。

一 学生団体

- 1 本学の学生が団体を組織し、その活動に当たって本学より部室の使用等の供与を受ける場合には、当該団体を組織しようとする学生の代表者は、理事又は副学長のうちから総長が指名する者（以下「管理運営責任者」という。）に登録を申請し、その許可を得なければならない。
- 2 登録の申請に当たっては、所定の学生団体登録申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 団体の名称
 - (2) 設立年月日
 - (3) 目的
 - (4) 活動内容
 - (5) 規約
 - (6) 顧問教員、役員及び会員の氏名
 - (7) 前年度の活動内容
- 3 管理運営責任者は、第1項の申請が次に掲げる要件を充たす場合に限り、登録を許可するものとする。
 - (1) 本学の学生5名以上の会員で組織されていること。
 - (2) 本学の専任教員が、顧問教員として当該団体の運営と活動の指導に当たっていること。ただし、顧問教員が他の団体の顧問教員を兼任する場合、当該申請団体を含め、その数が3団体以内であること。
 - (3) 過去1年間に当該団体の目的に即した相当の活動実績があること。
- 4 前項の規定により登録の許可を得た団体（以下「登録学生団体」という。）の登録の有効期間は、1年とする。ただし、登録学生団体が、毎年5月31日までに所定の学生団体登録継続届に第2項に掲げる事項を記載の上、管理運営責任者に提出し、前項に掲げる要件を充たす場合に限り、登録の更新を受けることができる。
- 5 登録学生団体が、学生団体登録申請書若しくは学生団体登録継続届の記載事項を変

- 更したとき又は解散したときは、速やかに管理運営責任者に届け出なければならない。
- 6 学生団体登録申請書若しくは学生団体登録継続届に虚偽の記載があった場合又は登録学生団体が本学の規則に違反し、その他本学の秩序を乱すような行為を行った場合には、管理運営責任者は、当該団体の登録を抹消することができる。
 - 7 登録申請若しくは登録継続の届出の結果不許可となった場合又は登録を抹消された場合は、当該通知のあった日から14日以内に限り、管理運営責任者に異議申立てを行うことができる。

二 集会

- 1 登録学生団体その他の学生団体（以下「学生団体」という。）が学内において集会をしようとするときは、当該団体の代表者はその期日の3日前までに、所属の学部長、研究科長又は管理運営責任者に届け出なければならない。ただし、次項の規定により施設の使用許可を申請する場合又は登録学生団体が平常使用している場所で活動内容の範囲内で集会をする場合はこの限りでない。
- 2 学生団体が集会のために施設を使用しようとするときは、当該団体の代表者はその期日の3日前までに、体育施設及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する施設にあっては管理運営責任者、その他の施設にあっては当該施設を管理する部局長に、所定の許可申請書を提出し、使用許可を受けなければならない。
- 3 集会をしようとする学生団体は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 建物又は諸器具を破損又は滅失した場合には弁償すること。
 - (2) 当該施設の使用後は整理及び戸締りを行い、特に火気に留意すること。
 - (3) 学生の本分に反すること又は営利のために使用しないこと。
 - (4) 集会は午後9時以降に行わないこと。
 - (5) 拡声器を使用するときは講義の時間帯を避けるとともに、研究教育活動に支障のある場所での使用を避けること。
- 4 所管の部局長又は管理運営責任者は、業務上必要が生じたときは集会の場所若しくは使用期日の変更を求め、又は使用許可を撤回することができる。
- 5 所管の部局長又は管理運営責任者は、集会が学内の秩序を乱すおそれがあると判断したときは、その解散を命ずることができる。

三 掲示

- 1 文書又はポスターを掲示しようとするときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、その文書又はポスターを添えて、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては当該掲示場所を管理する部局長に届け出なければならない。
- 2 立て看板による掲示をしようとするときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、

片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては掲示場所を管理する部局長に申し出て、その許可を得なければならない。

- 3 掲示物には団体名及び責任者名を記載しなければならない。
- 4 掲示の内容は、虚偽のもの、他人の名誉を毀損するもの又は風紀を乱すものあつてはならない。
- 5 文書又はポスターの掲示に当たつては所定の掲示板を使用するとともに、その用紙の大きさは、原則として日本工業規格 A2判（新聞紙1ページ大）以内としなければならない。
- 6 立て看板は、通行の妨害及び人身に危険の及ばない場所に設置するとともに、その大きさを小さくするよう努めるものとする。
- 7 掲示期間は原則として2週間とし、その期間を超えた場合は、責任者は速やかにこれを取り除くものとする。
- 8 前各項に違反した場合には、管理者がこれを撤去するものとする。

四 印刷物配布その他

- 1 本学構内及び各門付近で印刷物、物品等を配布又は販売しようとするときは、その印刷物、物品等を添えて、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては当該場所を管理する部局長に届け出なければならない。
- 2 署名運動、募金運動及び世論調査を行う場合も前項に準ずる。

附 則

- 1 この内規は、平成16年10月19日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に改正前の学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規の規定により受理され、又は許可された学生団体の結成若しくは継続、集会、掲示又は印刷物配布等は、それぞれ改正後の内規の相当規定により受理され、又は許可されたものとみなす。

(省略)

附 則（平成30年5月8日規第104号改正）

- 1 この内規は、平成30年5月8日から施行し、改正後の二第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この内規による改正前の学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規二第1項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

2 東北大学学友会会則

第1章 総則

第1条 本会は、東北大学学友会と称する。

第2条 本会は、会員の相互錬磨によって文化の向上、体育の増進並びに生活の改善を図り、本学学風の振興に資することを目的とする。

第3条 本会の主たる事務所は、宮城県仙台市青葉区川内41番地に置く。

第4条 本会は、本学学生、役員（非常勤理事及び非常勤監事を除く。以下同じ。）及び職員（国立大学法人東北大学職員就業規則第2条及び第3条第2項各号に定める者をいう。以下同じ。）をもって組織する。

第5条 本会に、総務部、文化部、体育部及び報道部（以下「各部」という。）を置く。

第2章 役員

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、各部の部長各1名、理事若干名、職員委員若干名、学生委員若干名、会計監査委員2名、幹事若干名

第7条 会長は総長とし、本会を掌握して会務を統括する。

2 副会長は会長の指名する理事（国立大学法人東北大学組織運営規程（以下「規程」という。）第4条に定める者をいう。）、総務部長、文化部長及び体育部長をもって充て、会長を補佐する。

3 副会長のうち、会長の指名する理事は、副会長を代表し、本会の運営に関する業務について総合調整し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。

第8条 各部（総務部を除く。）の部長は、それぞれの部から推薦された教授をもって充て、会長が委嘱する。

2 総務部長は、会長の指名する副理事又は総長特別補佐（規程第12条又は第13条に定める者をいう。）をもって充てる。

3 部長は、会長を補佐して、それぞれその部を掌握する。

第9条 理事は、教育・学生支援部長、教育・学生支援部の学務課長、学生支援課長及び学生支援課長補佐をもって充てる。

2 理事は、各部の運営について、指導助言する。

第10条 職員委員は、各学部、各独立研究科及び各研究所から選出された職員各1名をもって充て、会長が委嘱する。

2 学生委員は、学生の互選によって選出された学生をもって充て、会長が委嘱する。ただし、各学部及び独立研究科はそれぞれ1名とし、各部（総務部を除く。）はそれぞれ3名とする。

3 各部（総務部を除く。）の学生委員は、部の庶務及び会計の事務に当たる。

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第11条 会計監査委員は、監査室長及び各部（総務部を除く。）の学生委員の互選により選出された者各1名をもって充てる。

2 会計監査委員は、本会の会計監査に当たる。

第12条 幹事は、教育・学生支援部学生支援課の支援企画係長及び活動支援係長をもって充てる。

2 幹事は、各部の運営を援助し、総務部の事務に当たる。

第3章 組織

第13条 本会に、全学協議会を置く。

2 全学協議会は、会長、副会長、各部の部長・副部长、理事、職員委員及び学生委員をもって構成する。

3 会長は、全学協議会を招集し、その議長となる。

4 全学協議会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 本会の組織運営、将来構想等に関する事項
- (2) 一般的企画及び連絡に関する事項
- (3) 会則及び細則の改正に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) その他の必要な事項

5 全学協議会は、構成員の3分の2以上の出席（委任状によるものを含む。）をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって成立する。

第14条 本会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、副会長（会長の指名する理事を除く。）、理事（学生支援課長）1名並びに文化部及び体育部の学生委員若干名をもって構成する。

3 総務部長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 本会の組織運営、将来構想等に関する事項
- (2) その他本会の運営等に関する事項

第15条 本会に、広報委員会を置く。

2 広報委員会は、副会長（総務部長）、理事（学生支援課長、同課長補佐）、文化部長、体育部長及び各部（総務部を除く。）から推薦された学生各若干名をもって構成する。

3 副会長（総務部長）は、広報委員会を招集し、その議長となる。

4 広報委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本会の活動、運営状況等の広報に関する事項
- (2) 前号に係る広報紙等の編集及び発行に関する事項
- (3) その他本会の広報に関する事項

第16条 各部は、本会の目的を全学的に達成するために必要な事業を行う。

- 2 総務部は、一般的企画及び各部の連絡調整並びに学友会全体の庶務及び会計に関することを行う。
- 3 文化部は、文化の交流並びに向上に資する事業及び施設に関することを行う。
- 4 体育部は、体育の振興と発展に資する事業及び施設に関することを行う。
- 5 報道部は、新聞、広報誌等を発行して本会の報道機関となる。
- 6 各部は、必要に応じて、それぞれ数部に分けることができる。

第17条 各部の規則は、別にこれを定める。

- 2 前項の規定は、全学協議会の承認を経るものとする。

第4章 会計

第18条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第19条 会員のうち、役員及び職員の年会費は、1,000円を1口とし、1口以上を納付するものとする。

第20条 会員のうち、学生は、入学者にあっては入会金及び会費を、進学者にあっては会費を、それぞれ入学時又は進学時に一括納入するものとする。

- 2 入会金は、2,000円とする。
- 3 会費は、当該学生に係る修業年限又は標準修業年限の年数に2,000円を乗じて得た額とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、本学からの大学院入学者は、入会金の納付を要しない。
- 5 前四項の規定にかかわらず、編入学者等に係る入会金及び会費は、別に定める。

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第22条 本会の前年度決算は、4月30日までに終了する。

第23条 本会の会計事務は、本学学生支援課に委嘱する。

附 則

この会則は、平成10年7月15日から施行する。

(省略)

附 則 (平成26年7月24日改正)

この会則は、平成26年7月24日から施行する。

③ 東北大学学友会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、東北大学学友会会則（以下「会則」という。）第17条の規定に基づき、学友会各部の組織及び運営について必要な事項を定める。

(総務部)

第2条 総務部に、次の役員を置く。

総務部長1名、理事若干名、職員委員若干名、学生委員（各部の委員を除く。）若干名、幹事若干名

第3条 各部の事業実施については、予め総務部長を経て会長の承認を受けるものとする。

第4条 総務部は、各部（総務部を除く。）に対し、事業の現況報告を求めることができる。

第5条 総務部に、部内の重要事項を審議し、議決する機関として総務部役員会を置く。

2 総務部役員会は、総務部長、理事及び幹事をもって構成する。

(文化部)

第6条 文化部に、次の部を置く。

男声合唱部、混声合唱部、交響楽部、文芸部、美術部、映画部、演劇部、写真部、茶道部、能楽部、邦楽部、放送研究部、アマチュア無線部、落語研究部、E.S.S部、囲碁部、奇術部、軽音楽部、マンドリン楽部、化学部、オーディオ研究部、吹奏楽部、将棋部、書道部、生活部、アカペラコーラス部

2 前項の各部は、必要に応じて班に分けることができる。

3 第1項に定めるもののほか、文化部に、第19条に定める準加盟団体及び第20条に定める登録団体を置く。

第7条 文化部に、次の役員を置く。

文化部長1名、文化部副部長若干名、各部部長、各部副部長若干名、理事若干名、幹事若干名、学生委員3名

2 前項の役員のうち、文化部副部長、各部部長、各部副部長、理事及び幹事の選任については、次の各号によるものとする。

(1) 文化部副部長は、教授又は准教授をもって充て、文化部長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(2) 各部の部長は、教授又は准教授をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(3) 各部の副部長は、教員をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(4) 理事及び幹事は、教育・学生支援部職員をもって充てる。

第8条 文化部内各部に、それぞれ委員若干名を置き、班を置いた場合には、委員のうちから班主任1名を選出する。

第9条 文化部に、部内の重要事項を審議し、議決する機関として文化部役員会を置く。

2 文化部役員会は、第7条第1項に掲げる役員に、前条に定める委員のうちから各部1名の代表委員を加えて構成する。

第10条 文化部内各部には、部長の推薦により、師匠、師範等の指導者（以下、指導者という。）を置くことができる。

2 前項の指導者は、会長が委嘱する。

(体育部)

第11条 体育部に、次の部を置く。

陸上競技部、硬式野球部、準硬式野球部、硬式庭球部、軟式庭球部、ラグビー部、バレーボール部、蹴球部、バスケットボール部、卓球部、山岳部、水泳部、漕艇部、ヨット部、スケート部、乗馬部、バドミントン部、柔道部、スキー部、ハンドボール部、航空部、剣道部、弓道部、空手道部、自動車部、ワンダーフォーゲル部、ゴルフ部、合気道部、フェンシング部、応援団、サイクリング部、ボディビル部、少林寺拳法部、体操部、アメリカン・フットボール部、オリエンテーリング部、競技舞蹈部、アーチェリー部、トライアスロン部、ラクロス部、レーシングカート部、新極真カラテ部、相撲部、ソフトボール部、中国武術部、防具空手道部、人力飛行部、フットサル部

2 前項の各部は、必要に応じて班に分けることができる。

3 第1項に定めるもののほか、体育部に、第19条に定める準加盟団体及び第20条に定める登録団体を置く。

第12条 体育部に、次の役員を置く。

体育部長1名、体育部副部長若干名、各部部長、各部副部長若干名、理事若干名、幹事若干名、学生委員3名

2 前項の役員のうち、体育部副部長、各部部長、各部副部長、理事及び幹事の選任については、次の各号によるものとする。

- (1) 体育部副部長は、教授又は准教授をもって充て、体育部長の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (2) 各部の部長は、教授又は准教授をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (3) 各部の副部長は、教員をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (4) 理事及び幹事は、教育・学生支援部職員をもって充てる。

第13条 体育部内各部に、それぞれ委員若干名を置き、班を置いた場合には、委員のうちから班主任1名を選出する。

第14条 体育部に、部内の重要事項について審議し、議決する機関として体育部役員会を置く。

2 体育部役員会は、第12条第1項に掲げる役員に、前条に定める委員のうちから各部1名の代表委員を加えて構成する。

第15条 体育部内各部には、部長の推薦により、監督、コーチ等の指導者（以下、指導者という。）を置くことができる。

- 2 前項の指導者は、会長が委嘱する。

(連絡会議)

第16条 文化部及び体育部は、相互に連携し、学友会活動の一層の充実・発展に資するため、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議の組織及び運営については、文化部及び体育部の協議により定める。

(報道部)

第17条 報道部に、次の役員を置く。

報道部長1名、理事若干名、幹事若干名、学生委員3名

- 2 前項の理事及び幹事は、教育・学生支援部職員をもって充てる。

第18条 報道部に、部内の重要事項について審議し、議決する機関として報道部役員会を置く。

- 2 報道部役員会は、前条第1項に掲げる役員をもって構成する。

(準加盟団体)

第19条 学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規（以下「内規」という。）に定める届け出を行って登録の更新を受理された団体（会則第5条に定める部並びに第7条第1項、第11条第1項に定める部及び次条に定める登録団体を除く。）は、準加盟団体とし、届け出に記載された目的、活動内容により、文化部又は体育部のいずれかに所属するものとする。

- 2 準加盟団体の顧問教員は、各団体の団体員からの推薦に基づき、会長が委嘱する。

(登録団体)

第20条 内規に定める申請を行って登録を許可された団体（会則第5条に定める部並びに第6条第1項、第11条第1項に定める部及び前条に定める準加盟団体を除く。）は、登録団体とし、申請書に記載された目的、活動内容により、文化部又は体育部のいずれかに所属するものとする。

- 2 前項の登録団体は、登録の更新を継続して3年間受けた場合は、前条に定める準加盟団体への登録を申請することができる。
- 3 登録団体の顧問教員は、各団体の団体員からの推薦に基づき、会長が委嘱する。

附 則

この細則は、平成10年7月15日から施行する。
(省略)

附 則 (平成28年7月13日改正)

この細則は、平成28年7月13日から施行する。